

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起休日に當たるときは、そ)

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十六年二月五日

名 称	所 在 地	診 療 科 名	開 設 者 名	指 定 年 月 日
鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町 一七番地	小産整体内外科 耳鼻咽喉科 婦人科 人外科	日本赤十字社 鳥取県支部 支部長 石破二朗	昭和四十六年 二月一日
歯放麻皮眼耳鼻喉科 射線科 麻醉科 皮膚科 眼科 耳鼻科 咽喉科 婦人科 人外科	小産整体内外科 耳鼻咽喉科 婦人科 人外科	科 科 科 科 科 科 科 科	日本赤十字社 鳥取県支部 支部長 石破二朗	昭和四十六年 二月一日

次

示 健康保険法による保険医療機関の指定

国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機関としての申出の受理があつたものとみなされるもの

結核予防法による指定医療機関の辞退

結核予防法による医療機関の指定

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正

土地の用途廃止

鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会の委員の選挙の当選人

都市計画の変更案の縦監

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧

正誤　昭和四十五年八月鳥取県告示第五百七十号中訂正

告示

鳥取県告示第百六号
国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県知事
石破二朗

療養取扱機関名	所	在地	申出の受理の年月日
鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町一-七番地	昭和四十六年二月一日	
鳥取県西部医師会	米子市加茂町一丁目一	"	

鳥取県告示第百七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十六年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗	在地
吉田医院	鳥取市瓦町五〇三

鳥取県告示第百八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十六年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗	在地
吉田医院	鳥取市瓦町五〇二

鳥取県告示第百九号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号（鶴等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十六年二月五日から施行する。

昭和四十六年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表

大阪府八尾市 広島県芦品郡

鳥取県告示第百十号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保安林予定森林の所在場所

八頭郡河原町大字北村字袖小屋ヨリ門口迄九三四の四から九三四の四二まで、九三四の四七から九三四の一〇四まで、九三四の一七〇から九三四の一七八まで、九三四の一九三、字赤井谷口九三六の二から九三六の四まで、九三六の七から九三六の一八まで、九三六の二一から九三六の二三まで、字小川ヨリ葵谷迄九四一の一、九四一の三、九四一の四、九四一の七から九四一の二三まで、九四一の四八から九四一の五一まで、九四一の一七一から九四一の二一〇まで、九四一の二一二から九四一の二三二まで、大字小河内字柄ヶ谷九三三、九三二の一から九三三

の四まで、字奥山九三五の三〇四、大字神場字三角四九二の次一、四九二の次一の内第一、四九二の次二、四九二の次二の内第一から四九二の次二の内第七まで、四九二の次三、四九二の次四、四九二の次四の内第一、四九二の八、字瀧谷上分四九三の一から四九三の六まで、字馬乘場

二 指定の目的

水漏の
かん着

三 指定施業要件

立木の伐採の方法

- 2 1
主伐に係る伐採種は、定めない。

- 定める標準伐期齡以上のものとする。

- 二立の伐采の限度並びに植栽の方法、期間及び封壇

- 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部造林課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百十一号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年二月五日

鳥取県知事
石
破
二
朗

一
保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町大字福万来字野呂山川東一五〇、大字生山字板井谷山三
一三の一、三一三の一五一、大字霞字野呂山一〇七四の一から一〇七四
の三まで

二 指定の目的

刀源の力ノ義

三 执事人施業要

立派の仕事の方法

- 主伐に係る伐採種は定めない

- 主役として依頼を受けることができる。
定める標準料金以上のもととする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

- 〔「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年一月二十八日から用途廃止した。

昭和四十六年一月五日

鳥取市布勢字河徳五五一ノ七番地先	場所	平面 （平方メートル）	積	用途
三五・四六	道路敷			

鳥取県告示第百十三号

土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三十五条第四項の規定により、鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会の委員の選挙の候補者をもつて当選人と定めたので、同令同条第五項の規定により、次のとおり公告する。

昭和四十六年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 宅地所有者のうちから選挙される委員の当選人の氏名及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地

山根英夫 鳥取市栄町六百十七番地

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 宅地所有者のうちから選挙される委員の当選人の氏名及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地

株式会社 加藤紙店 鳥取市栄町六百番地の七

玉川秀男 鳥取市今町二丁目二百八番地

吉谷勝太郎 鳥取市今町二丁目二百二十五番地

二 借地権者のうちから選挙される委員の当選人の氏名及び住所

中谷五郎 鳥取市栄町七百十六番地

三 都市計画の案の縦覧場所

米子市中町二〇番地 米子市役所
境港市上道町一六〇〇番地 境港市役所

四 縦覧期間

昭和四十六年二月五日から昭和四十六年二月十八日まで

鳥取県告示第百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十二条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県告示第百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画土地区画整理事業の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同法同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画

00240

5 昭和46年2月5日 金曜日 公報 第4211号 (第三種郵便物認可)

課において縦覧する。

昭和四十六年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

正 誤

昭和四十五年八月鳥取県告示第五百七十号（保安林予定森林にする旨の通知について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

二 段 行 誤 正
二 下 終わりから五 一〇五の五 一〇五〇の五